

特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第一条関係）	1
○預託等取引に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）（第二条関係）	25
○消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第 号）（附則第二条関係）	27

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売 第一節 定義（第一条―第三条） 第二節 訪問販売（第四条―第七条） 第三節 通信販売（第八条） 第四節 電話勧誘販売（第九条・第十条） 第五節 雑則（第十一条―第二十条） 第二章 連鎖販売取引（第二十一条―第二十三条） 第三章 特定継続的役務提供（第二十四条―第三十一条） 第四章 業務提供誘引販売取引（第三十二条・第三十三条） 第五章 訪問購入（第三十四条―第三十七条） 第六章 雑則（第三十八条―第四十三条） 附則 第一章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売 第一節 定義	（新設） （新設） （新設）

(特定顧客の誘引方法)

第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。

一 電話、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは法第四十条第二項に規定する電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所その他特定の場所への来訪を要請すること。

二（略）

(電話をかけさせる方法)

第二条 法第二条第三項の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。

一 電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し、又は広告を新聞、雑誌その他の刊行物に

(特定顧客の誘引方法)

第一条 特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。

一 電話、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは法第十二条の三第一項に規定する電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所その他特定の場所への来訪を要請すること。

二（略）

(電話をかけさせる方法)

第二条 法第二条第三項の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。

一 電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該売買契約又は役務提供契約の締結につ

掲載し、若しくはラジオ放送、テレビジョン放送若しくはウェブページ等（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で主務省令で定めるもの又はその集合物をいう。第十九条において同じ。）を利用して、当該売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること。

二（略）

第二節 訪問販売

（削る）

（削る）

いて勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを要請すること。

二（略）

（新設）

（勧誘目的を告げない誘引方法）

第三条の二 法第六条第四項、第三十四条第四項及び第五十二条第三項の政令で定める方法は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問して、営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法とする。

（法第八条第二項の政令で定める使用人）

第三条の三 法第八条第二項の政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。

一 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者

(削る)

(法第四条第二項の規定による承諾に関する手続等)

第四条 法第四条第二項の規定による承諾は、販売業者又は役務提供事業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法に

二 法第八条第一項前段、第十五条第一項前段、第二十三条第一項前段、第三十九条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段、第四十七条第一項前段、第五十七条第一項前段又は第五十八条の十三第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

(法第八条第二項の政令で定める法人)

第三条の四 法第八条第二項の政令で定める法人は、販売業者若しくは役務提供事業者又はその役員（同条第一項前段、法第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段の規定による命令の日前一年以内において役員であつた者を含む。）若しくはその使用人（前条に規定する使用人を行い、法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段の規定による命令の日前一年以内において使用人であつた者を含む。）が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の法人として主務省令で定めるものをいう。

(情報通信の技術を利用する方法)

第四条 販売業者又は役務提供事業者は、法第十三条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込みをした者に対し

よる提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの（以下「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第四条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、法第四条第三項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により申込みをした者に提供したときは、当該申込みをした者に対し、当該事項が当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

4 前三項の規定は、法第五条第三項において法第四条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

（勧誘目的を告げない誘引方法）

、その用いる同項前段に規定する方法の種類及び内容を示し、書面又は同項前段に規定する方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た販売業者又は役務提供事業者は、当該申込みをした者から書面又は法第十三条第二項前段に規定する方法により同項前段に規定する方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申込みをした者に対し、同項に規定する事項の提供を同項前段に規定する方法によつてしてはならない。ただし、当該申込みをした者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第五条 法第六条第四項、第三十四条第四項及び第五十二条第三項の政令で定める方法は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問して、営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法とする。

（新設）

（法第八条第二項の政令で定める使用人）

第六条 法第八条第二項の政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。

（新設）

一 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者

二 法第八条第一項前段、第十五条第一項前段、第二十三条第一項前段、第三十九条第一項前段、第二項前段若しくは第三項前段、第四十七条第一項前段、第五十七条第一項前段又は第五十八条の十三第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

（法第八条第二項の政令で定める法人）

第七条 法第八条第二項の政令で定める法人は、販売業者若しくは役務提供者又はその役員（同条第一項前段又は法第十五条第一項前段若しくは第二十三条第一項前段の規定による命令の日前

（新設）

一年以内において役員であつた者を含む。）若しくはその使用人（前条に規定する使用人をいい、法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段の規定による命令の日前一年以内において使用人であつた者を含む。）が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の法人として主務省令で定めるものをいう。

第三節 通信販売

第八条 法第十三条第二項の規定による承諾は、販売業者又は役務提供事業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面等によつて得るものとする。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第十三条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

第四節 電話勧誘販売

（新設）

（新設）

（新設）

(法第十八条第二項の規定による承諾に関する手続等)

第九条 法第十八条第二項の規定による承諾は、販売業者又は役務

提供事業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面等によつて得るものとする。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第十八条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、法第十八条第三項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により申込みをした者に提供したときは、当該申込みをした者に対し、当該事項が当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

4 前三項の規定は、法第十九条第三項において法第十八条第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前三項中「申込みをした者」とあるのは、「購入者又は役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(新設)

(法第二十条第二項の規定による承諾に関する手続等)

第十条 法第二十条第二項の規定による承諾は、販売業者又は役務提供事業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面等によつて得るものとする。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第二十条第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

第五節 雑則

第十一条・第十二条 (略)

(契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等)

第十三条 法第二十六条第三項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等(法第二十条第一項第一号に規定する営業所等をいう。以下この条及び第三十七条第四号において同じ。)以外の場所において呼び止めて営

(新設)

(新設)

第五条・第五条の二 (略)

(契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等)

第六条 法第二十六条第三項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等(法第二十条第一項第一号に規定する営業所等をいう。以下この条及び第十六条の五第四号において同じ。)以外の場所において呼び止めて営

業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。

一〇四 (略)

第十四条 法第二十六条第四項第一号の政令で定める商品は、自動車（二輪のものを除く。以下この条及び第三十四条第一号において同じ。）とし、同項第一号の政令で定める役務は、自動車の貸与（当該貸与を受ける者が道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項ただし書の自家用自動車の使用者として当該自動車を使用する場合に限る。）とする。

第十五条 第十七条 (略)

(適用除外される訪問販売の取引の態様)

第十八条 法第二十六条第六項第二号の政令で定める取引の態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

一 (略)

二 店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が顧客（当該訪問の前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、取引（当該取引について法第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第九条第六項の規定に違反する行為又は法第七条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかったもの及び当該取引のあつた日以後において法第九条の二第一項各号に該当

業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。

一〇四 (略)

第六条の二 法第二十六条第四項第一号の政令で定める商品は、自動車（二輪のものを除く。以下この条において同じ。）とし、同号の政令で定める役務は、自動車の貸与（当該貸与を受ける者が道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第八十条第一項ただし書の自家用自動車の使用者として当該自動車を使用する場合に限る。）とする。

第六条の三 第七条 (略)

(適用除外される訪問販売の取引の態様)

第八条 法第二十六条第六項第二号の政令で定める取引の態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

一 (略)

二 店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が顧客（当該訪問の前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、取引（当該取引について法第四条、第五条若しくは第九条第六項の規定に違反する行為又は法第七条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかったもの及び当該取引のあつた日以後において法第九条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目

する契約を締結することを目的としないものに限り、法第三条の二第二項若しくは第六条第一項から第三項までの規定に違反する行為又は法第七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

三 店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外の役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、二以上の訪問につき取引（当該取引について法第四条第一項、第五条第一項若しくは第二項若しくは第九条第六項の規定に違反する行為又は法第七条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第九条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないものに限り、法第三条の二第二項若しくは第六条第一項から第三項までの規定に違反する行為又は法第七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

四（略）

的としないものに限り、法第三条の二第二項若しくは第六条第一項から第三項までの規定に違反する行為又は法第七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

三 店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外の役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、二以上の訪問につき取引（当該取引について法第四条、第五条若しくは第九条第六項の規定に違反する行為又は法第七条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第九条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないものに限り、法第三条の二第二項若しくは第六条第一項から第三項までの規定に違反する行為又は法第七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

四（略）

(電話をかけることを請求させる行為)

第十九条 法第二十六条第七項第一号の政令で定める行為は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し、又は広告を新聞、雑誌その他の刊行物に掲載し、若しくはラジオ放送、テレビジョン放送若しくはウェブページ等を利用して、当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを請求させる行為とする。

(適用除外される電話勧誘販売の取引の態様)

第二十条 法第二十六条第七項第二号の政令で定める取引の態様は、販売業者又は役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客(当該勧誘の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、二以上の取引(当該取引について法第十八条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項若しくは第二十四条第六項の規定に違反する行為又は法第二十二条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第二十四条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないもの)に限り、法第十七条若しくは第二十一条の規定に違反する行為又は法第二十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。)のあつた者に限る。)に対して電話をかけ、その電話において行う売買契約又は役務提

(電話をかけることを請求させる行為)

第九条 法第二十六条第七項第一号の政令で定める行為は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパンフレットを配布して、当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけることを請求させる行為とする。

(適用除外される電話勧誘販売の取引の態様)

第十条 法第二十六条第七項第二号の政令で定める取引の態様は、販売業者又は役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客(当該勧誘の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、二以上の取引(当該取引について法第十八条から第二十条まで若しくは第二十四条第六項の規定に違反する行為又は法第二十二条第一項第一号若しくは第四号に掲げる行為がなかつたもの及び当該取引のあつた日以後において法第二十四条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないもの)に限り、法第十七条若しくは第二十一条の規定に違反する行為又は法第二十二条第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。)のあつた者に限る。)に対して電話をかけ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘により、当該

供契約の締結についての勧誘により、当該売買契約の申込みを郵便等（法第二条第二項に規定する郵便等をいう。以下この条において同じ。）により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結して行う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供とする。

第二章 連鎖販売取引

（法第三十七条第三項の規定による承諾に関する手続等）

第二十一条 法第三十七条第三項の規定による承諾は、連鎖販売業を行う者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売契約の相手方に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売契約の相手方から書面等によつて得るものとする。

2 連鎖販売業を行う者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は連鎖販売契約の相手方から書面等により法第三十七条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者又

売買契約の申込みを郵便等（法第二条第二項に規定する郵便等をいう。以下この条において同じ。）により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結して行う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供とする。

（新設）

（新設）

は連鎖販売契約の相手方から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 連鎖販売業を行う者は、法第三十七条第四項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により連鎖販売契約の相手方に提供したときは、当該連鎖販売契約の相手方に対し、当該事項が当該連鎖販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

(法第三十九条第四項の政令で定める法人)

第二十二條 第七條の規定は、法第三十九条第四項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第七條中「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者」と、「同条第一項前段又は法第十五条第一項前段若しくは第二十三条第一項前段」とあり、及び「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは「法第三十九条第一項前段、第二項前段又は第三項前段」と読み替えるものとする。

(商品販売契約の解除を行うことができないとき)

第二十三條 法第四十条の二第二項第四号の政令で定めるときは、連鎖販売加入者の責めに帰すべき事由により、当該商品の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときとする。

(法第三十九条第四項の政令で定める法人)

第十條の二 第三條の四の規定は、法第三十九条第四項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第三條の四中「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者」と、「同条第一項前段、法第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあり、及び「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは「法第三十九条第一項前段、第二項前段又は第三項前段」と読み替えるものとする。

(商品販売契約の解除を行うことができないとき)

第十條の三 法第四十条の二第二項第四号の政令で定めるときは、連鎖販売加入者の責めに帰すべき事由により、当該商品の全部又は一部を滅失し、又は毀損したときとする。

第三章 特定継続的役務提供

第二十四条・第二十五条 (略)

(法第四十二条第四項の規定による承諾に関する手続等)

第二十六条 法第四十二条第四項の規定による承諾は、役務提供事業者又は販売業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る特定継続的役務の提供を受けようとする者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者若しくは特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者（以下この項及び次項において「特定継続的役務の提供を受けようとする者等」という。）に対し同条第四項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等から書面等によつて得るものとする。

2 役務提供事業者又は販売業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る特定継続的役務の提供を受けようとする者等から書面等により法第四十二条第四項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該特定継続的役務の提供を受けようとする者等から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

(新設)

第十一条・第十二条 (略)

(新設)

3 役務提供事業者又は販売業者は、法第四十二条第五項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に提供したときは、当該特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対し、当該事項が当該特定継続的役務の提供を受ける者又は特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

第二十七条 (略)

(法第四十七条第二項の政令で定める法人)

第二十八条 第七条の規定は、法第四十七条第二項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第七条中「同条第一項前段又は法第十五条第一項前段若しくは第二十三条第一項前段」とあり、及び「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは、「法第四十七条第一項前段」と読み替えるものとする。

第二十九条、第三十一条 (略)

第四章 業務提供誘引販売取引

第十三条 (略)

(法第四十七条第二項の政令で定める法人)

第十三条の二 第三条の四の規定は、法第四十七条第二項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第三条の四中「同条第一項前段、法第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあり、及び「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは、「法第四十七条第一項前段」と読み替えるものとする。

第十四条、第十六条 (略)

(新設)

(法第五十五条第三項の規定による承諾に関する手続等)

第三十二条 法第五十五条第三項の規定による承諾は、業務提供誘

引販売業を行う者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方から書面等によって得るものとする。

2| 業務提供誘引販売業を行う者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方から書面等により法第五十五条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者又は業務提供誘引販売契約の相手方から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3| 業務提供誘引販売業を行う者は、法第五十五条第四項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により業務提供誘引販売契約の相手方に提供したときは、当該業務提供誘引販売契約の相手方に対し、当該事項が当該業務提供誘引販売契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当

(新設)

該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

(法第五十七条第二項の政令で定める法人)

第三十三条 第七条の規定は、法第五十七条第二項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第七条中「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「業務提供誘引販売業を行う者」と、「同条第一項前段又は法第十五条第一項前段若しくは第二十三条第一項前段」とあり、及び「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは「法第五十七条第一項前段」と読み替えるものとする。

第五章 訪問購入

(法第五十八条の四の政令で定める物品)

第三十四条 法第五十八条の四の政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 自動車

二 六 (略)

(法第五十八条の七第二項の規定による承諾に関する手続等)

第三十五条 法第五十八条の七第二項の規定による承諾は、購入業者が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に

(法第五十七条第二項の政令で定める法人)

第十六条の二 第三条の四の規定は、法第五十七条第二項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第三条の四中「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「業務提供誘引販売業を行う者」と、「同条第一項前段、法第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあり、及び「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは「法第五十七条第一項前段」と読み替えるものとする。

(新設)

(法第五十八条の四の政令で定める物品)

第十六条の三 法第五十八条の四の政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 自動車(二輪のものを除く。)

二 六 (略)

(新設)

係る申込みをした者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該申込みをした者から書面等によつて得るものとする。

2 購入業者は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る申込みをした者から書面等により法第五十八条の七第二項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該申込みをした者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 購入業者は、法第五十八条の七第三項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により申込みをした者に提供したときは、当該申込みをした者に対し、当該事項が当該申込みをした者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障があるか否かを主務省令で定める方法により確認するものとする。

4 前三項の規定は、法第五十八条の八第三項において法第五十八条の七第二項及び第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前三項中「申込みをした者」とあるのは、「売買契約の相手方」と読み替えるものとする。

（法第五十八条の十三第二項の政令で定める法人）

第三十六条 第七条の規定は、法第五十八条の十三第二項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第七条中「販

（法第五十八条の十三第二項の政令で定める法人）

第十六条の四 第三条の四の規定は、法第五十八条の十三第二項の政令で定める法人について準用する。この場合において、第三条

「売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「購入業者」と、「同条第一項前段又は法第十五条第一項前段若しくは第二十三条第一項前段」とあり、及び「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは「法第五十八条の十三第一項前段」と読み替えるものとする。

（適用除外される訪問購入の取引の態様）

第三十七条 法第五十八条の十七第二項第二号の政令で定める取引の態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

一 （略）

二 店舗購入業者が顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、取引（当該取引について法第五十八条の七第一項、第五十八条の八第一項若しくは第二項、第五十八条の九、第五十又は法第五十八条の十二第一項第一号に掲げる行為がなかつたもの）に限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入

三 店舗購入業者以外の購入業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、二以上の訪問につき取引（当該取引について法第五十八条の七第一項、第五十八条の八第一項若しくは第二項、第五十八条の九、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する

の四中「販売業者若しくは役務提供事業者」とあるのは「購入業者」と、「同条第一項前段、法第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあり、及び「法第八条第一項前段、第十五条第一項前段又は第二十三条第一項前段」とあるのは「法第五十八条の十三第一項前段」と読み替えるものとする。

（適用除外される訪問購入の取引の態様）

第十六条の五 法第五十八条の十七第二項第二号の政令で定める取引の態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

一 （略）

二 店舗購入業者が顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一に掲げる行為がなかつたもの）に限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入

三 店舗購入業者以外の購入業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、二以上の訪問につき取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第一

行為又は法第五十八条の十二第一項第一号に掲げる行為がなかつたものに限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入

四（略）

第六章 雑則

第三十八条、第四十三条（略）

附則

1（略）

2 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、第十一条に規定するもののほか、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が同法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の十一第一項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供とする。この場合においては、第十二条の規定を準用する。

3 法第二十六条第四項第二号の政令で定める役務の提供は、第十五条に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

号に掲げる行為がなかつたものに限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入

四（略）

（新設）

第十六条の六、第二十條（略）

附則

1（略）

2 法第二十六条第一項第八号ニの政令で定める販売又は役務の提供は、第五条に規定するもののほか、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者が同法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の十一第一項に規定する事業又は業務として行う商品の販売又は役務の提供とする。この場合においては、第五条の規定を準用する。

3 法第二十六条第四項第二号の政令で定める役務の提供は、第十六条の三に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

別表第二(第十一條、第十二條關係)

一〇三 (略)

四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供(同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。)、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者(以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。)が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十八条第二項の規定により銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。第四十号において同じ。))を含む。以下同じ。)が行う農業協同組合法第九十

一〇三 (略)

別表第二(第五條、第五條の二關係)

一〇三 (略)

四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者が行う同条第二項に規定する役務の提供又は同法第九十二条の四第一項において準用する同条第二項の規定により読み替えられた銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の四十二第一項に規定する業務として行う販売若しくは役務の提供(同項に規定する主務大臣の承認を受けた業務として行うものを除く。)、農業協同組合法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者(以下この号において単に「特定信用事業電子決済等代行業者」という。)が行う同法第九十二条の五の二第二項に規定する役務の提供、同法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十八条第二項の規定により銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。第四十二号において同じ。))を含む。以下同じ。)が行う農業協同組合法第九

二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五〇七 (略)

八〇二十八 (略)

(削る)

二十九 (略)

(削る)

三十〇三十四 (略)

(削る)

三十五〇四十九 (略)

別表第三(第十六条関係)

一 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。別表第五第一号イ及び第二号イにおいて同じ。）であつて、人が摂取するもの（医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項の医薬品をいう。以下同じ。）を除く。）

二〇八 (略)

別表第四(第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十一条関係)

(略)

十二条の五の二第二項に規定する役務の提供及び同法第九十二条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関が行う同条第五項第一号に規定する役務の提供

五〇七 (略)

七〇二〇二十七 (略)

二十八 削除

二十九 (略)

三十 削除

三十一〇三十五 (略)

三十六 削除

三十七〇五十一 (略)

別表第三(第六条の四関係)

一 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項の医薬品をいう。以下同じ。）を除く。）

二〇八 (略)

別表第四(第十一条、第十二条、第十五条、第十六条関係)

(略)

別表第五（<u>第二十九条</u>関係） 一 別表第四の一の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品 イ 動物及び植物の加工品であつて、人が摂取するもの（医薬品を除く。） ロ、ニ （略） 二 別表第四の二の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品 イ 動物及び植物の加工品であつて、人が摂取するもの ロ、ニ （略） 三、五 （略）	別表第五（<u>第十四条</u>関係） 一 別表第四の一の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品 イ 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの（医薬品を除く。） ロ、ニ （略） 二 別表第四の二の項に掲げる特定継続的役務にあつては、次に掲げる商品 イ 動物及び植物の加工品（一般の飲食の用に供されないものに限る。）であつて、人が摂取するもの ロ、ニ （略） 三、五 （略）
---	--

改 正 案	現 行
（法第三条第三項の規定による承諾に関する手続等） 第三条 法第三条第三項の規定による承諾は、預託等取引業者が、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る顧客又は預託者に対し同項の規定による電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該顧客又は預託者から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。 2 預託等取引業者は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る顧客又は預託者から書面等により法第三条第三項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該顧客又は預託者から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。 3 預託等取引業者は、法第三条第四項に規定する事項を同項に規定する電磁的方法により預託者に提供したときは、当該預託者に対し、当該事項が当該預託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたか否か及び当該事項の閲覧に支障がある	（新設）

か否かを内閣府令で定める方法により確認するものとする。

第四条～第七条
(略)

第三条～第六条
(略)

○消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第 号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（特定商取引に関する法律施行令の一部改正） 第二条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。 別表第二第四十八号中「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に、「第六十五条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。	（特定商取引に関する法律施行令の一部改正） 第二条 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。 別表第二第五十号中「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に、「第六十五条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。